

議会の議決事件の拡大におけるこれまでの議論の経過について

※協議が開始されたのは前回の作業部会から

前回の作業部会Bでの議論について

○提案会派である日本維新の会より趣旨説明を行い、第5次総合計画以外の個別計画についても計画の段階で議会の意思を反映すべきであるという提案について協議した。

○提案趣旨は以下のとおり

- ・令和6年6月の幹事長会で日本維新の会より、「総合計画に関連するような個別計画についても、計画段階で議会の意思を反映できるようにすべきではないか」という提案があり、総合計画以外の個別計画を議決対象に含ませることについて、議会運営委員会でも議論してきたが、結論に至るまでに改選を迎えた。
- ・奈良県では条例で、法令により知事その他の執行機関が策定することとされているものを除く計画であって、計画期間が5年以上のものを議決対象にするとなっているが、その条件に該当する計画は94件ある。
- ・94件の計画は、定例会の約2か月前の各常任委員会で報告等がされ、その場で質疑等できる。
- ・94件ある計画のうち、実際に議案として上程されている計画は29件である。
- ・奈良市議会でも県の条例等にならい、法令により市長その他の執行機関が策定することとされているものを除く計画であって、計画期間が5年以上のものの個別計画を議決対象にしていかがいか。
- ・またあわせて、個別計画については、「こういう計画を立てようと思っている」、「このような案で計画を制定しようと考えている」ということを各常任委員会で報告していただき、質疑できるようにしていかがいか。

○委員の意見は以下のとおり

- ・どの計画を対象とするのか、提案会派から候補を挙げていただくのはどうか。
- ・（提案会派）奈良市には85計画あり、うち26計画が法的策定義務のあるもので、残りは59計画である。計画を議会に付している奈良県に聞くと、県全体に係るものは全て委員会に諮っているとのことだった。奈良市でも同様に絞れたらなと会派の中で相談したときに、パブリックコメントを実施しているものについてはどうかという案は出た。
- ・「個別具体的な範囲」を明確にする必要がある。
- ・奈良県では法的策定義務のある計画は議会に諮っていないとのことだが、それは何故か。

※事務局より、長が策定の権限をもっているものを議会の議決に付すというふうに変

更することは法の趣旨に反する可能性があり、違法な条例になる可能性があるためではないかと説明。

- ・法的策定義務のある計画は重要な計画であり、それを除く他の計画を議決対象とすることに違和感を感じる。
- ・議会での審議の目的を明確にすることで、どのような手法がとれるのかは変わってくる。例えば、法的策定義務のある計画は議案としての上程はなじまなくとも、常任委員会で理事者からの報告・所管審査としての質疑はできる。議案として審議するなら、計画策定の必要性や期間など、計画の中身ではなくより大きな議論になる可能性があるのでは。
- ・計画の施行時期を踏まえると、議会の意見を反映させるためにはどのタイミングで報告していただく必要があるのか。（パブコメがあるかないかにもよる。）
- ・まずは、来年度から計画期間がスタートする（今年度策定する）計画の策定予定を常任委員会で報告を求めることからスタートしてはどうか。
- ・報告、委員会での審議を通じて、議案として上程の必要があると思われるものについては、条例改正が必要となる。

前回の特別委員会での議論について

- ・まずは、来年度から計画期間がスタートする（今年度策定する）計画の策定予定を常任委員会で報告を求めることからスタートしてはどうか。
- ・報告をしてもらうなら、委員会までに事前に報告内容の資料をいただかないと、委員会当日に冒頭で報告をされても質疑することが難しいため、報告の在り方も含めて議論すべき。
- ・外郭団体を一体化しようとする動きがある中、新たな行財政改革計画などについて、常任委員会での所管事務調査での報告及びそれに対して意見を付すだけでは弱いのではないか。
- ・主体的な報告をいただけないのではないかというリスクに対しては、来年度の計画予定を報告いただき、委員会が開かれる都度、その後の進捗状況を報告いただくという形で担保を取ることも一つである。
- ・法的策定義務のある計画は重要であるが、それらは議決対象になじまないため、それら重要な計画が議案としてあがってこないという構造になる。そこをカバーするならば、出来上がった計画を報告していただくのではなく、これから策定していくという段階から報告を求めて、それについて通年で所管事務調査の対象としてとりあげていくことが挙げられる。